

東北公益文科大学の公立化及び機能強化に関する基本合意書の取り交わしについて

令和6年7月22日(月)に開催された、山形県、鶴岡市、酒田市、三川町、庄内町及び遊佐町（以下「県と2市3町」という。）による東北公益文科大学の公立化・機能強化に関する第2回首長会議までに、設立団体の考え方、機能強化の方向性、財政負担割合のほか、今後のスケジュールについて、国への認可手続きなどが順調に進むことを前提に、最短で令和8年4月の公立化を目標に検討を進めていくことで、認識の共有が図られたところです。

このことを踏まえ、今後、公立化に向けた具体的な準備作業に取り掛かるため、県と2市3町及び学校法人東北公益文科大学（以下「学校法人」という。）の7者で取り交わした「東北公益文科大学の公立化及び機能強化に関する基本合意書」の概要は下記のとおりです。

1. 日時

令和6年8月8日(木) 11時

2. 場所

県庁501会議室

3. 出席者

山形県知事、庄内2市3町首長、学校法人理事長

4. 基本合意書の骨子

(1) 設立団体及び新法人の設立時期

「県」と2市3町で組織する「庄内広域行政組合」の2者が共同で設立団体となり、令和8年4月1日を目途とし、公立大学法人を設立する。

(2) 機能強化

次の視点を踏まえながら検討を進める。

- ① 地域の企業・自治体等との連携強化による地域課題解決への貢献
- ② デジタル化をリードする人材の育成
- ③ 国内外を開拓する人材の育成

(3) 財政負担

設立団体が交付する運営費交付金のうち、地方財政措置を超過する部分に係る財政負担の割合は、県及び2市3町の負担を55対45とする。

また、市町別の負担割合は、鶴岡市30.1%、酒田市59.8%、三川町2.6%、庄内町4.1%、遊佐町3.4%とし、中期目標期間(6年)ごとに見直す。

(4) 準備体制

令和6年10月を目途に、県と2市3町及び学校法人で組織する公立化及び機能強化に関する準備組織を設置する。なお、準備に要する費用は県と2市3町及び学校法人が協議の上、負担する。

以上